

○学校法人拓殖大学公益通報等に関する規程

平成27年2月9日

規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、学校法人拓殖大学(以下「法人」という。)の業務に関し、法令、若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令違反行為」という。)が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって法人の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第2条 法人と雇用関係にある職員、法人の指揮命令下にある派遣労働者及び法人と第三者との契約に基づいて法人においてその業務を遂行する労働者(以下「職員等」という。)は、法令違反行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)を行うことができる。

(コンプライアンス窓口)

第3条 法人における公益通報等に応じるため、内部監査室にコンプライアンス窓口を設置する。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面又は面談の方法によって行うことができる。

2 職員等は、公益通報等を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第5条 職員等は、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第6条 内部監査室は、職員等から公益通報等があった場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第7条 内部監査室は、公益通報等を受けた場合は速やかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 内部監査室長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りでない。

(専門的事項)

第8条 内部監査室は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第9条 内部監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 内部監査室は、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 内部監査室長及び調査担当者は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 公益通報等を行った職員等を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 内部監査室長及び監査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告)

第11条 内部監査室長は、公益通報等を受けたときは、その旨及びその内容(ただし、公益通報等を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。)を理事長に報告しなければならない。

2 内部監査室長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するととも

に、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 内部監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該職員等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 法人は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第14条 法令違反行為に関与していた職員等が、内部監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。